

公益財団法人木下耕道財団 定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人木下耕道財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県東広島市に置く。

(目的と事業)

第3条 目的

この法人は、地域における体育の振興を図り、合わせて健康増進に寄与すること、及び地域の労働環境改善に努め、地域社会の健全な発展を進めることを目的とすること、並びに我が国におけるスポーツ、文化及び芸術の普及、振興、発展に寄与することを目的として、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 外国人技能実習制度による監理事業。

(2) スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じて地域住民の心身の健康の増進に寄与する事業。

(3) スポーツの分野における世界のトップを目指せる人材の育成・輩出に寄与する事業

(4) 音楽、演劇及び舞踊などの舞台芸術の分野において、将来有望であると認められる日本国籍を有する学生・生徒等を受け入れる国際的に一流の養成・教育機関に対する助成金の給付事業。

(5) 日本国内及び国外においてスポーツ大会や文化及び芸術の振興に係るイベント(舞踊、演劇などの舞台、音楽のコンクールやコンサート、展覧会等)を開催する団体に対する助成金の給付事業。

(6) その他この法人の目的を達成するため必要な事業を実施すること。

② 前項第1号及び第2号の事業は広島県において行うものとし、前項第3号、

第4号及び第5号の事業は全国において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第4条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- ② 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- ③ 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告

し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 6 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 3 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第8条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

② 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1 各評議員について、次の(1)から(6)までに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

(1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

(2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(3) 当該評議員の使用人

(4) (2)又は(3)に掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(5) (3)又は(4)に掲げる者の配偶者

(6) (2)から(4)までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の(1)から(4)までに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

(1) 理事

(2) 使用人

(3) 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

(4) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し

行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

③ 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第4章 評議員会

(構 成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- 3 定款の変更
- 4 残余財産の処分
- 5 基本財産の処分又は除外の承認
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 3 定款の変更
- 4 基本財産の処分又は除外の承認
- 5 その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議長)

第20条 評議員会の議長選任方法については、別途規則で定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 監事 2名以内

② 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

③ 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 代表理事及び業務執行理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会において理事の過半数の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 その他

(外部監査人)

第39条 この法人の事業を行うに際し必要となる場合は、外部監査人を評議員会決議により設置する。

- ② 外部監査人の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(事務局)

第40条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長は、理事会の決議により、代表理事が任免する。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 附 則

第41条 この定款は、監督官庁より公益認定を受けた日から変更の効力が発生するものとする。

第42条 公益法人への変更登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず変更登記の日の前日を事業年度の末日とし、公益認定後最初の事業年度は、変更登記の日から平成31年3月31日までとする。

第43条 この法人の公益認定後最初の評議員は、次に掲げるものとする。
徳森昌広 杉井弘治 杉本昇

第44条 この法人の公益認定後最初の理事及び監事は、次に掲げるものとする。
理事 中川佳津子 奥本松樹 海生英二郎 中川俊直
麻生智 永見憲吾 王建雄 永見悠騎
監事 菅川裕光

第45条 この法人の公益認定後最初の理事長（代表理事）は奥本松樹、副理事長（業務執行理事）は永見憲吾、常務理事（業務執行理事）は中川俊直とする。

抛出する財産

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第4条関係）

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第4条関係）

公益目的保有財産である次の不動産

所 在 東広島市西条朝日町
地 番 1 4 4 1 番 3
地 目 宅地
地 積 1 4 3 3. 8 6 m²

所 在 東広島市西条朝日町 1 4 4 1 番地 3
家屋番号 1 4 4 1 番 3
種 類 会館
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 4 9 4. 2 5 m²
2 階 1 8 2. 4 0 m²

附属建物

符 号 6
種 類 物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床 面 積 1 8. 7 2 m²
符 号 7
種 類 事務所・居宅
構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 2 0 1. 9 0 m²
2 階 1 1 7. 8 0 m²

上記は当法人の定款と相違ありません。

令和 5 年 7 月 6 日

広島県東広島市西条朝日町 1 1 番 2 7 号
公益財団法人木下耕道財団
代表理事 木下直哉